

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
<p>1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス</p>	<p>当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 2000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。</p> <p>ただし、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。</p> <p>手数料の負担者は求人者とします。</p>
<p>2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス</p>	<p>当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 2000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。</p> <p>ただし、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。</p> <p>手数料の負担者は求人者とします。</p>

※上記手数料には、消費税等は含まれておりません。